

令和 6 年第 4 回足立区議会定例会議事日程 第 4 号

令和 6 年 1 2 月 9 日 午後 1 時開議

- 第 1 第 122 号議案 令和 6 年度足立区一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 第 123 号議案 令和 6 年度足立区国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 第 124 号議案 令和 6 年度足立区介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 第 125 号議案 令和 6 年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 第 140 号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 第 141 号議案 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 142 号議案 東湊江小学校改築工事請負契約
- 第 8 第 143 号議案 竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について
- 第 9 第 144 号議案 花畑川環境整備その 1 散策路工事請負契約
- 第 10 第 146 号議案 足立区営住宅等維持管理業務委託について
- 第 11 第 145 号議案 高野小学校跡地スポーツ施設新築工事請負契約

令和 6 年 1 2 月 9 日

足立区議会議長

た だ 太 郎

足立区議会申し合わせ事項

(昭和63年5月18日各派幹事長会決定) (平成17年5月13日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月25日運営委員会決定) (平成19年6月6日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月26日全員協議会決定) (平成19年7月9日議会運営委員会決定)
(平成3年6月12日全員協議会決定) (平成19年10月18日議会運営委員会決定)
(平成3年9月24日全員協議会決定) (平成21年5月28日議会運営委員会決定)
(平成4年6月24日全員協議会決定) (平成21年9月1日議会運営委員会決定)
(平成5年8月31日各派幹事長会決定) (平成22年5月28日議会運営委員会決定)
(平成6年6月20日全員協議会決定) (平成23年6月6日議会運営委員会決定)
(平成6年7月4日各派幹事長会決定) (平成27年6月4日議会運営委員会決定)
(平成7年5月15日各派幹事長会決定) (平成28年5月10日議会運営委員会決定)
(平成8年6月12日議会運営委員会決定) (平成29年1月30日議会運営委員会決定)
(平成8年8月29日議会運営委員会決定) (平成29年8月30日議会運営委員会決定)
(平成8年11月8日議会運営委員会決定) (平成30年1月30日議会運営委員会決定)
(平成9年2月26日議会運営委員会決定) (平成30年5月9日議会運営委員会決定)
(平成10年12月1日議会運営委員会決定) (令和元年6月10日議会運営委員会決定)
(平成11年3月26日議会運営委員会決定) (令和5年6月7日議会運営委員会決定)
(平成11年6月29日議会運営委員会決定) (令和6年2月20日議会運営委員会決定)
(平成13年8月31日議会運営委員会決定) (令和6年6月4日議会運営委員会決定)
(平成15年6月12日議会運営委員会決定) (令和6年9月19日議会運営委員会決定)
(平成16年5月28日議会運営委員会決定) (令和6年12月9日議会運営委員会決定)

1 請願・陳情について

①請願・陳情の採択基準について

一般的には願意が妥当であって、そのうえ実現の可能性のあるものを採択するのが通例である。(趣旨採択は行わない。)

- ・ 実現の可能性について…………… 財政的にも行政的にも実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 実現の可能性の時期について…… 近い将来に実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 計画の決定している請願・

陳情について…… 当該年度においてすでに計画が決

定している請願・陳情で願意が満たされているものは継続審査とし、凍結する。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書・要望書の提出が求められている請願・陳情、または、議会決議を求める請願の審査方法について

- ・前項の請願・陳情の採択基準に則って処理する。(ただし、住民全体の福祉の向上に資するものは趣旨採択を可とする。)
- ・委員会で採択の意見が多い場合でも、全会一致にならなかった場合は、委員会審査を凍結し、採択を保留する。
- ・不採択の意見が多い場合は、不採択とする。

③請願として取り扱わないもの

- ・区関連施設以外の施設(郵便ポスト、信号機等)の設置に関する件
- ・区道認定、区有通路設置に関する件(59・8・31各派幹事長会)
- ・特定の場所を指定し、買収を求める件(59・10・4各派幹事長会)
- ・議会で既に超党派で実現に努力している件(59・11・22各派幹事長会)

④紹介議員の制限について

法令上、特段の規定はないが当区議会では議長、副議長及び所管の委員長は、紹介議員にはならないこととする。

2 一般質問について

①質問時間……………	足立区議会自由民主党	85分
	・足立区議会公明党	85分
	・日本共産党足立区議団	45分
	・是々非々の会(維新・参政・無所属)	35分
	・都民ファースト・無所属の会	25分
	・足立区議会議会改革を全力で推し進める会	20分
	・無会派(4定例会の内1回)	20分

- ・予め定められた各党各会派の持時間の範囲内で代表質問及びその他の質問を行う。
- ・通告した各人の質問時間は、相互に融通することはできないもの

とする。

- ・会派の人数が同数の場合は、定例会ごとに質問順をそれぞれローテーションする。

②再質問の時間については、代表質問5分以内、一般質問は3分以内とする。

3 副議長の委員会の出席について

- ・予算特別委員会及び決算特別委員会については、随時出席を認め、発言は議長事故あるときに限る。
- ・議会運営委員会については、随時出席し、発言することができる。

4 意見書・決議について（請願・陳情にかかわらず、区議会独自の判断で提案する場合。）

①提出手続

- ・本会議の招集日を決定する各派幹事長会で提出の有無を表明する。
- ・本会議第1日目の直前に開会する各派幹事長会に案を添え各会派に配付する。
- ・本会議の会期中に各派幹事長会を開会し、各会派間の調整を行い、議会運営委員会で決定のうえ最終日に上程する。
- ・上記の手続によらないで上程できるものは、緊急性のあるもので全会派が一致で合意するものとする。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等

- ・区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等は、全会一致で合意されたものに限り本会議に上程する。
- ・この場合の意見書等の提出者は、常任・特別委員会が提出する場合を除き、議会運営委員会全員とする。